平成２６年（フ）第１０５８号
神奈川県鎌倉市大町２丁目１番11号
債務者　福永　達雄
1　決定年月日時　平成26年７月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　砂子　昌利
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年10月９日午前10時10分
5　免責意見申述期間　平成26年10月８日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１０８８号
神奈川県藤沢市湘南台２丁目１番地の１　ペアシティー湘南304号室
債務者　松本　淑子
1　決定年月日時　平成26年７月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　内嶋　順一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年10月９日午前11時
5　免責意見申述期間　平成26年10月８日まで
横浜地方裁判所第３民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２６年（フ）第６９号
北海道苫小牧市白金町２丁目11番２号
債務者　佐藤千鶴子
1　決定年月日時　平成26年７月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月８日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２６年（フ）第７０号
北海道苫小牧市白金町２丁目11番２号
債務者　佐藤　麻美
1　決定年月日時　平成26年７月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月８日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２６年（フ）第２７９号
仙台市太白区山田自由ケ丘34番１号
債務者　阿邊　一人
1　決定年月日時　平成26年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月８日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第３６号
福島県二本松市金色227番地１　あぶくま不動産アパート102号
債務者　薄井　浩三
1　決定年月日時　平成26年７月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月８日まで
福島地方裁判所

平成２６年（フ）第１６号
福島県石川郡平田村大字西山字草場191番地
債務者　葛原　敏春
1　決定年月日時　平成26年７月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月８日まで
福島地方裁判所白河支部破産係

平成２６年（フ）第１７３号
茨城県小美玉市納場870番地32　パインハイツ101、旧住所茨城県笠間市平町1874番地８
債務者　村田　洋子
1　決定年月日時　平成26年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月８日まで
水戸地方裁判所

平成２６年（フ）第１８１号
茨城県小美玉市大谷868番地２　サンハイツ105
債務者　山田　和也
1　決定年月日時　平成26年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月８日まで
水戸地方裁判所

平成２６年（フ）第１８３号
茨城県鉾田市塔ケ崎719番地53
債務者　有馬千代実
1　決定年月日時　平成26年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月８日まで
水戸地方裁判所

平成２６年（フ）第１８４号
茨城県鉾田市塔ケ崎719番地53
債務者　有馬　淑子
1　決定年月日時　平成26年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月８日まで
水戸地方裁判所

平成２６年（フ）第１７１号
新潟市東区豊１丁目10番52号９
債務者　中村正夫こと　金　　正夫
1　決定年月日時　平成26年７月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月８日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１７２号
新潟市東区豊１丁目10番52号９
債務者　中村智恵こと　智　　俊珠
1　決定年月日時　平成26年７月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月８日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第６７号
長野県上田市上塩尻536番地
債務者　奥田富士男
1　決定年月日時　平成26年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月８日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２６年（フ）第６８号
長野県上田市御所102番地６　北沢マンション101号
債務者　沼口　利雄
1　決定年月日時　平成26年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月８日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２６年（フ）第７３号
長野県上田市築地302番地
債務者　関谷まゆみ（旧姓茅野）
1　決定年月日時　平成26年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月８日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２６年（フ）第７５号
長野県上田市長瀬2606番地４
債務者　早川　綾子
1　決定年月日時　平成26年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月８日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２６年（フ）第７７号
長野県上田市芳田1796番地５
債務者　加藤　正一
1　決定年月日時　平成26年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月８日まで
長野地方裁判所上田支部